

地方独立行政法人明石市立市民病院の あり方検討有識者会議

報告書

2025 年 3 月

目次

はじめに	2
------	---

第1 市民病院のあり方検討にかかる背景

1 明石市における地域医療の現状	3
2 市民病院の現状	5

第2 市民病院に求められる医療

1 地域における市民病院の役割	7
2 市民病院の診療機能のあり方	8
3 機能分化と連携強化	13

第3 再整備の方向性

1 再整備の方針	14
2 医療機能と病床規模	14
3 再整備の手法	14

第4 今後に向けて	16
-----------	----

【資料】

地方独立行政法人明石市立市民病院のあり方検討有識者会議 委員名簿
地方独立行政法人明石市立市民病院のあり方検討有識者会議 開催経過
地方独立行政法人明石市立市民病院のあり方検討有識者会議 設置要綱

はじめに

地方独立行政法人明石市立市民病院（以下、市民病院という）は、1991年に現地で新築建替え、その後、医師減少や経営状況の悪化などを受け、自律性と経営効率を高めることで、より柔軟に地域の医療ニーズに応える病院運営を行うことを目的に、2011年に経営形態を公営企業から地方独立行政法人へ移行しています。

市民病院発足以来、地域の中核病院として地域医療を支えてきましたが、現在の病院建物は築34年を経過し、建物や各種設備の老朽化が進み、対応が必要となっています。また、少子高齢化に伴う医療需要の変化、医師等の医療従事者不足など、地域医療を取り巻く状況は非常に厳しくなっています。

そこで、明石市では、市民の安心を支える持続可能な地域医療提供体制の確保を目指し、2023年7月に庁内プロジェクトチームを設置し、調査・検討を行いました。同プロジェクトチームの調査・検討結果をもとに、市民病院の果たすべき役割や医療機能、病院施設の再整備の方向性について、専門的な見地と多角的な視点からの検討が必要との判断から、2024年12月に当有識者会議を設置し、検討を行うこととされました。

本報告書は、市民病院に求められる医療や再整備の方向性、今後検討が必要な事項など、明石市の中核病院として目指すべき姿についての意見を取りまとめたものです。

地方独立行政法人明石市立市民病院のあり方検討有識者会議
座 長 谷田 一久

第 1 市民病院のあり方検討にかかる背景

1 明石市における地域医療の現状

(1) 将来推計人口

明石市の人口は令和 2 年国勢調査で 303,601 人となり、その後も微増傾向であるが、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、2025 年頃に人口のピークを迎え、その後 2030 年までは 30 万人を維持すると推計されている。

また、65 歳以上の人口については、2020 年以降は増加傾向で、少なくとも 2050 年頃までは増加すると推計されている。高齢化率としては 2020 年の 26.9% から、2035 年頃に 30%、2050 年頃に 35%に達するとする推計は、全国や県に比べ低い水準で推移することが示されている。

有識者会議では、この推計を共通認識としつつ、この推計が明石市の魅力や住みやすさの表れであるとの認識に立つ。

(2) 医療提供体制

明石市が属する二次医療圏である東播磨圏域には、広域を対象に高度・専門・特殊な医療を提供する三次医療機関として県立がんセンターと県立加古川医療センターが存在する。そして、通常の入院医療を提供する二次医療機関としての病院が圏域内には 37 施設存在し、通院や在宅を主として担当する診療所が 533 施設存在する。明石市内には三次医療機関 1 施設、二次医療機関 20 施設（うち精神 2 施設）、診療所 248 施設である。

また、明石市内の医療提供体制は、東播磨圏域外にも、東に隣接する神戸市の医療提供体制とも密接に関連していることも考慮する必要がある。明石市内には相当の医療資源の集積があり、市民に対する医療（外来、入院、救急）では 8 割前後の医療提供がなされており、市内完結率の高い地域であるといえる。このような医療提供体制が住みやすいまちの要因となっていると推測されるところであるが、今後も現状の医療提供体制を維持、向上することが市民病院のあり方の柱となることを期待する。

一方、国が進める地域医療構想においては、東播磨圏域において、第 7 次兵庫県保健医療計画では 2040 年の必要病床数として 6,531 床と試算されている。しかしながら、2023 年度の東播磨圏域における病床機能報告の結果では最大使用病床数が 5,864 床となっており、2040 年に向けて 667 床の不足、特に高度急性期が 302 床、回復期が 1,094 床不足するという試算である。この試算で不足と示されている高度急性期医療については、巨額の投資や不確実な収益から経営リスクが高く、民間医療機関の参入を待つのは難しい領域であると評価する。

現状では、二次医療圏など広域で整備された高度急性期機能を利用しているとはいえ、明石市内の医療水準の相対的な向上を図るうえで、ある程度の高度急性期機能を市民病院が担うことについては合理性があると考えられる。

（３）受療動向

将来推計人口を踏まえた患者推計では、外来患者数は、2025 年頃にピークを迎え、その後は徐々に減少していくことが推計されている。

一方、入院患者数は高齢者人口の増加に伴い、2035 年頃まで増加し、その後はわずかに減少もしくは横ばいで推移することが推計されている。

また 2023 年度において明石市民が明石市内の医療機関を受診した割合として、外来は 82%、入院は 73%となっている。明石市以外での受診状況としては、外来、入院ともに、東播磨圏域及び神戸市西区への流出が多い。

明石市内の救急搬送状況としては、コロナ禍前の 2019 年には 14,080 件であったところ、新型コロナウイルス感染症の影響で 2020 年に 12,258 件まで一時的に減少したが、その後は増加し、2023 年は 15,310 件となった。また、市内完結率は、2018 年以降は 83～86%で推移している。ただし、小児科の市内完結率は低く、2023 年は 48.6%に留まっている。

地域内の患者の受療動向は、フリーアクセスによる地域内の医療機関に対する患者の評価であるといえる。とりわけ東に隣接する神戸市には高次の医療機関が集積しているにもかかわらず、明石市の市内完結率が高いということは市内の医療提供体制が一定水準以上にあるものと評価できる。ただし、歴史的に築かれた現行の医療提供体制が、地域医療構想の実施によって影響を受けることとなるであろうから、住み慣れた地域で治療を受けることができるよう、今後の市民病院の再整備にあたっては、従前以上に市民が市内の医療機関を受診先として選び得るよう配慮がなされることを期待する。

2 市民病院の現状

(1) 病院概要

所在地	明石市鷹匠町 1 番 33 号
病棟建物構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 7 階
全建物面積	9319.53 m ²
全敷地面積	29533.59 m ²
病床数	許可病床 329 床（稼働病床 327 床） 高度急性期 6 床、一般急性期 241 床、回復期 80 床 (地域包括ケア病棟：50 床、回復期リハビリテーション病棟：30 床)
診療科目	総合内科、血液内科、腎臓内科、糖尿病内科、リウマチ・膠原病内科、 健診科、循環器内科、脳神経内科、消化器内科、心療内科・精神科、 小児科、外科、一般外科・乳腺外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、 泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、 放射線科、麻酔科、病理診断科、救急診療科
主な役割・機能	地域の中核的急性期病院、地域医療支援病院、救急告示病院、 臨床研修指定病院、病院群輪番制、在宅療養後方支援病院、 災害対応病院、ISO9001 認証取得病院
沿革	1950 年 10 月 市民病院発足（病床数 124 床） 1987 年 10 月 病院改築工事着工 1991 年 3 月 新病院竣工 1997 年 3 月 外来棟の増築と改修工事竣工 2011 年 10 月 地方独立行政法人へ移行

(2) 診療実績

市民病院は、明石市の東部に位置しており、受診患者は明石市民だけでなく、外来、入院ともに受診患者全体の 3 割弱が、神戸市西区、垂水区の患者となっている。このことは、神戸市内の患者が神戸市内の医療機関を選択するのではなく市民病院を評価した結果であると理解できる。

外来及び入院実績について、新型コロナウイルス感染症の影響から、2020 年度以降患者数が減少し、5 類移行後の 2023 年度においても回復していない。コロナ禍にあっては、感染を予防する観点から診療抑制や受診控えがなされたことがその主要因である。また、市民病院はコロナ対策の「しんがり」の役割を果たしており、引き続き利用患者数の戻りは鈍いということも考えうる。

一方、市民病院では「断らない救急」を目標に救急患者の受入強化を行っており、受入状況は、2019 年度の 6,324 件（うち救急搬送は 3,164 件）から 2020 年度は 5,039 件（うち救急搬送は 2,388 件）と減少したが、それ以降は増加傾向にあり、直近の 2023 年度では 5,753 件（うち救急搬送は 3,595 件）となってい

る。また、救急患者のうち入院となった患者の割合についても、2019年度の35%から、2020年度は32%に減少したが、それ以降は増加傾向にあり、2023年度は2019年度を超える38%となっている。

この救急に関する実績は、ウォークインであれ救急車であれ市民に安心を与えるものと高く評価できるし、救急隊にとっても心強い存在であろう。この救急機能が将来にわたって維持されることを再整備にあたっての柱の一つとされたい。

手術の実施状況としては、2019年度は3,118件だったが、2020年度は2,381件と減少した。それ以降は多少の増減がありながらも、2023年度は2,607件となっている。侵襲性の高い医療の実施状況を示す指標の一つが手術実施数であることからして、市民病院は一定水準以上の医療が日常的に展開されているものと考えられる。

（３）経営状況

市民病院は、経営形態を公営企業から地方独立行政法人に移行し経営改善が図られ、経常収支はおおむね黒字で推移していた。また、新型コロナウイルス感染症については、その影響で外来・入院ともに患者数が減少したが、コロナにかかる特例加算や補助金などもあり、市民病院の経営状況としては、2019年度から2022年度の期間において純損益は黒字となった。しかし、2023年度は新型コロナウイルス対応を継続していたにもかかわらず、政策経費の補填である国からの補助金は大幅に縮減・廃止されたこともあり経常損益で赤字を計上することとなった。

さらには、物価や人件費の上昇など、事業経営に関わる費用の上昇圧力は急速に高まっている。

このような経営環境にあつては、保険診療にかかる事業については費用の収益化が適正に行われていること、収益を期待できない政策的事業については一般会計からの繰り出し（運営費負担金）が事業目的と合致していること、そして、より多くの市民や施設が市民病院を利用する環境を整えることが重要になると考える。

したがって、再整備を機に、地方独立行政法人制度の趣旨に則って合理的な収支構造の構築が必要となる。

（４）施設の状況

現在の市民病院の本館は阪神・淡路大震災前の1991年に竣工し、2025年で築34年を迎えた。設計は当時の医療水準を前提としたものであることから、医学が進歩し、アクティビティが大きく変わった現今の利用には十分に適しているとはいえないと評価する。また、配管設備や電気設備系統、空調設備などの老朽化が進んでおり、療養環境改善の必要性が生じている。

第2 市民病院に求められる医療

1 地域における市民病院の役割

(1) 公立病院としての役割

市民病院は地方独立行政法人の経営形態をとっている。地方独立行政法人は、市が策定する政策目標を自律的に実行するため、議会の議決を経て、市が設置した機関である。会計的には独立採算ではあるが、開設者である市、議会、市民、市内の医療施設等、社会インフラとして市全体の医療提供体制の維持向上に資することが求められている。

したがって、このような位置付けとなっている公立病院には、以下の三つの役割があることを提言する。

- ①引っ張る（地域の医療水準を牽引するため高水準の医療を実践する）
- ②競う（地域全体の医療水準を向上するため競争環境を刺激する）
- ③支える（地域の民間医療機関と協働し医療提供体制の維持向上に努める）

これらの役割を実践するにあたっては、民間医療機関の動向を注視し、民間医療機関の健全な経営活動を尊重し、常に全体最適を考慮することを求める。

(2) 担うべき医療機能の考え方

担うべき医療機能を考えるにあたっては、人材の確保や財源の制約、あるいは医学の進歩や診療報酬の動向など、重要な制約条件や不確定条件が存在することから、実現可能性や管理可能性の観点から、重点的に取り組む機能を選択し、優先順位を設けて、資源を集中的に順次投入する基本計画を策定することを提言する。

上述（1）の提言からすると、基盤となる機能は急性期の二次医療機能であり（②）、いくつかの分野においては牽引的な高度な急性期（①）を期待することとなる。回復期病床や地域包括ケア病床については、民間医療機関との協働の可能性を探る必要があろう。また、在宅での看取りを前提とした循環器疾患等を含む緩和ケア病床などは、高齢社会での選択肢を提供する試みとなると考える。

（①or③）あるいは、小児救急への対応については、市内の小児科医との協働を支える（③）機能として考えられる。

2 市民病院の診療機能のあり方

(1) 強化が求められる領域

① 災害医療

いつ発生するか予測困難な災害への対応は、収益を伴わない能力維持コストを相当に必要とすることから、災害時の医療は、政策的事業として公立病院が担うべき重要な機能の一つとなる。

市民病院は兵庫県が指定する災害拠点病院ではないが、災害時に市内の医療提供体制を支える役割は当然に期待される場所である。

地震、風水害といった自然災害のほか、大規模事故等も想定し、必要物資の備蓄、多数の受傷者の受け入れといった具体的なオペレーションについて、地域の医療機関との協働のもとに対応する訓練を重ねる仕組みをリードされたい。

② 感染症医療

新型コロナウイルス感染症の蔓延に際し、市民病院は市内で最も早く専用病床を確保し、感染者の受け入れを積極的に行うことで市民を守るという市の政策を実行した。未知のウイルスによる未曾有の蔓延に組織として対応することは、すべての職員に対して厳しい制約や、自身や家族への感染への不安を長期間にわたって課すことになったであろうが、その経験は将来の感染症医療にとって数多の知見や教訓を残してくれたものと思われる。この貴重で尊い経験を将来に役立てるため、多くのナラティブを組織内に蓄積し、次回の新興・再興感染症蔓延時には技術的に対応できるまでに整理しておくことが肝要である。

今後、再整備の検討に当たっては、今次の感染症対応の経験を活かし、通常医療対応施設の感染症医療への柔軟な転用が可能な設計を十分に考慮することができるものと期待できる。

また、東播磨圏域には、感染症医療を想定して整備され、今次の感染症対応では重症者の受け入れを担当した県立加古川医療センターがある。市民病院には中等症の患者の受け入れが期待される場所であるが、今次の経験直後にあっては対応能力は相当に高まっていると推察される。その能力を維持し続けるためにも県立加古川医療センターとの連携を維持・強化するとともに、市内の医療機関が感染症医療に参画を希望する場合には、その能力を向上すべく技術的な支援がなされることも期待する。

③ 救急医療

複合外傷や広範囲熱症など、高度な救命救急医療を担当する三次救急の機能は、東播磨圏域においては県立加古川医療センターが担っている。市民病院は通常の救急搬送を受け入れる二次救急機能を担ってきた。また、「断らない救急」をモットーに、診療時間外を含めた救急受け入れの強化を図っており、年間

3,000 件を超える救急患者を受け入れ、救急の市内完結率 86%という高い実績に貢献している。

高齢化が進む社会にあつては、救急医療の提供はますます求められることになると見込まれるところ、市内の民間医療機関においても侵襲性の低い傷病についての救急受け入れについての協力を得ることで、市民に安心を与える医療提供体制をさらに推進していくことを提言したい。また、併せて小児救急など、市内完結率の低い分野の救急医療の充実についても検討されたい。

④ 小児疾患

こどもを核としたまちづくりを推進する明石市にとって、小児医療は必須の社会インフラであると思われる。重度の疾患や希少な疾患については県立こども病院をはじめとする三次医療機関が担当する。市民病院は入院医療を担当する二次医療機関である。初期診療については、市内の診療所がかかりつけ医として担当するところであり、それら診療所との連携によって市内のこどもの傷病への対応を図っている。

しかしながら、小児救急搬送の市内完結率は 50%以下にとどまっている。この率が適当であるかどうかの検討を含め、市内完結率の目標を定め、それを達成するための具体的な方法についての議論が必要であろう。

⑤ 循環器系疾患

今後、高齢者の増加に伴い、心筋梗塞などの循環器系疾患への対応が求められるところであるが、治療技術の高度化、高コスト化に加え、医師確保の困難さという問題に直面している。ニーズの増加は想定できるが、供給が追いつかないことが同時に想定できる領域であるといえる。また、高齢者は合併症を抱えることも少なくないことから、単純に循環器科だけの集約では十分とはいえない。この点については、県立姫路循環器病センターと製鉄記念広畑病院との統合によって総合力を増すことを目指した県立はりま姫路総合医療センターの例が示すところである。

二次医療を担当する中規模病院である市民病院において、高いレベルでの循環器系疾患への対応を目指す先鋭化した集約モデルは、資金の面においても人員確保の面においても相当の困難を伴うことは否定できないであろう。この点については、関係機関と連携し、二次医療レベルでの総合的な臨床の場におけるチーム医療実践の場として必要十分な医療人材が確保されることを期待する。

⑥ その他の疾患

その他の診療領域については、新たな地域医療構想における医療機能を意識しながら、診療報酬改定の動向を注視した上で、地域の医療機関で対応が難しい「治す医療」に取り組むとともに、併存疾患として多い糖尿病などの生活習慣

病、高齢化社会の進展に伴い増加する認知症や骨折等は、公立病院として需要に応えながら、総合医療の質の向上を図られたい。

（４）地域での医療連携強化による対応領域

① がん医療

がん医療の進歩は日進月歩で、早期発見と適切な治療により治療成績が大きく向上している。市民の命と健康を守る市民病院としては、早期発見に結びつく診断機能を保有するだけではなく、がん対策として市民を啓発する市行政のサポートをすることも重要である。

一方、治療については、外科医不足による手術の集約化や内科における複雑な抗がん剤の組み合わせ投与や副作用管理、放射線治療では高精度治療という医学物理士が必要な治療、ゲノム医療の進展など、がん治療の高度化、専門化が進み、これまでの均てん化から集約化に向かうことも考えられる。

明石市内には、がん専門病院であり、都道府県型のがん診療連携拠点病院、かつ播磨圏域の地域がん診療連携拠点病院である県立がんセンターがあり、市民病院の近隣に所在する。

総合病院である市民病院と専門病院である県立がんセンターがそれぞれの特徴を生かし相互補完することは、市民にとっても、医師、看護師等にとっても良い影響を及ぼすものと思われる。具体的には、それぞれの病院の役割分担の明確化と連携により、施設設備の共同利用による重複投資の軽減、合併症あるいは併存疾患のあるがん患者の治療の効率化、人材交流によるがん医療の質の向上などが期待できる。

再整備を行うにあたっては、県立がんセンターとの地理的なアドバンテージを最大限生かすことで、連携強化により双方に相乗効果を図ることが肝要であると考ええる。

② 周産期医療

播磨東周産期医療圏域において、周産期母子医療センターとして明石医療センターと加古川中央市民病院が指定され、地域周産期病院としてあさぎり病院が指定されている。周産期医療については、これら医療機関と役割分担を図られたい。

③ 在宅医療

現在、市内の在宅療養支援病院は５病院となり、担い手が増えてきている状況にある。ただし、在宅緩和ケアや在宅看取りの分野については、急性期医療の経験を活かし、在宅療養後方支援病院として、地域の診療所や在宅療養支援病院をバックアップする役割を担うことで、患者や家族の安心につなげるという点で意義がある。

今後、社会状況の変化にあわせて、都市部における在宅療養後方支援病院としてのあり方を模索していく必要がある。

（５）病床機能と規模

市民病院の病床機能については、市内の他の医療機関が持つ病床機能とあわせて検討する必要がある。市内の民間医療機関としては、市民病院が急性期機能に重点を置いた方針を打ち出すことで、自院の病床機能を今後、回復期（包括期）や慢性期、在宅医療を中心とするかの意思決定を行いやすくなることにつながり、地域医療の機能分化が加速的に進んでいくと思われる。

病床規模については、現在の市民病院が建設された３４年前の平均在院日数は３０～４０日程度であったものが現在では１０日程度に短縮している。このことは病床の利用効率が過去の３倍近くになっていることを意味する。今後、医学がより進歩し、入院を必要としていた治療が外来での治療にシフトしたり、早期からのリハビリ介入で在院日数が短縮したりすることが想定される。また、専門分化や集中的な人的介入といった医療の変容によって病床あたりの人員数は増大する傾向にある。

このような医療提供の趨勢からすると、看護単位あたりの病床数の縮小や外来機能や救急機能への人員配置などが検討の対象となるであろう。人員配置を無理なく行うためには、市民病院に求められる急性期医療を提供するための病床数については、合理性をもとに相応の規模を検討されたい。

3 機能分化と連携強化

国は医療費の増嵩を抑制するため、「限られた資源を有効に活用する」として1980年代（40年前）から様々な方法を順次繰り出してきた。直近においては地域医療構想策定の義務化が医療法に定められ、地域ごとに病床機能ごとの目標病床数を定め、達成に向けて調整を図りながら病院間の機能分化と連携を推進することが求められている。

明石市さらには東播磨圏域における医療提供体制をみると、既に40年の経過ののち、地域内での競争や自治体による行政作用によってそれぞれの病院の機能やそれら病院間の関係は構築されてきたという地域固有の事情が存在する。明石市に限れば、一般病院19施設、精神病院2施設という病院種別があり、県立、市立、社会医療法人、医療法人という設置目的別に病院が存在し、さらには急性期を志向する病院と回復期（包括期）や慢性期を志向する病院が既に存在しているのが現状である。

明石市医師会の調査では、国が進めてきた少子高齢化に伴う医療政策の結果、医療法人の多くは回復期（包括期）や慢性期に向かおうとしており、いくつかの医療法人と社会医療法人は専門性を活かして急性期医療を志向している。

つまり、地域医療構想の制度の狙いは既に一定程度果たされていると理解することができるのであり、問題は国の政策によって自らの機能を定めた医療法人が将来にわたって活力を維持し、市民に対して安定した医療サービスを提供できる環境を創造することであろうと考える。

新たな地域医療構想に関するとりまとめでは、2040年やその先を見据え、高齢者救急・在宅医療の需要増加に対応するため、「治す医療」と「治し支える医療」を担う医療機関の役割分担を明確化し、医療機関の連携・再編・集約化を推進することが重要とされている。具体的には、「高齢者救急・地域急性期機能」

「在宅医療等連携機能」「急性期拠点機能」「専門等機能」等を位置付け、各医療機関がそれぞれの主たる機能を選択することが求められている。

一方、人材確保や設備投資など、医療経営的に非常に厳しい状況の中、多くの200床未満の病院が経営リスクを伴う急性期を志向することは困難な状況であり、「在宅療養支援病院」等の役割を求められる傾向にある。このため、公立病院である市民病院が「治す医療」である急性期医療を担うことは、他の民間病院が回復期（包括期）病床へ機能転換しやすい環境づくりにつながり、地域での役割分担の明確化が進むことが期待される。

市民病院は、市内の医療提供体制を支えている各医療機関との連携によってそれぞれの良さを引き出し、将来にわたって医療提供体制の維持に貢献できるよう取り組まれない。

第3 再整備の方向性

1 再整備の方針

市民病院は、公立病院として、災害やパンデミックなどの新興または再興感染症発生時においても、市内の医療提供体制を維持できるよう、平時より地域医療の中核病院として、救急・急性期医療を担える整備を行うことが望ましい。

また、それらを実行する当事者を育成する場に相応しいハード面などの整備も合わせて考慮されたい。

2 医療機能と病床規模

市民病院に求める医療機能はこれまでの議論から、急性期医療を担うことが核となる機能であることは明らかである。

その上で、特定の分野に関して資金や人材を集中的に投入し、地域医療提供体制の柱であるという存在感を示すことも事業の持続性や発展性を考えると必要となるであろう。とはいえ、当該分野の専門病院を目指すわけではなく、総合的な急性期医療を追求する市民病院の医療機能全体の水準を高めるためであることに留意されたい。

具体的な診療科の配置や主として扱う診療の侵襲性の強さについては、これまでの経緯や周辺医療機関とのバランスを考慮する必要があるので、それらの調整や決定については、医師の育成を志向する大学、三次医療を志向する県立病院、圏域内にある中核病院、明石市医師会等との間で、地域医療構想調整会議とは別で、より現実的、かつ、より合目的的な視点での具体的なすり合わせが必要となる。

病床規模については、急性期医療を核とするにあたって、管理可能な規模であることが経営上最も合理的であると考え。人と技術を集中し、短期間で傷病からの回復をめざす急性期医療が基軸となるため、空床を埋めて収益を確保するかのとき病床の保持は、基軸から外れるものであり、組織運営を複雑化させることが危惧されるので慎重であるべきと考える。

3 再整備の手法

(1) 手法の検討

病院再整備の手法としては、「大規模改修」「増築＋改修」「現地建替え」「移転新築」の4つのパターンが示された。医療の機能分化と連携が推進される中、将来にわたり持続可能な医療提供体制を構築するため、それぞれの手法の特徴を踏まえたうえで、地域医療提供体制維持の視点からの検討がなされた。

その結果、現在と将来の急性期医療のイメージ、そこで働くスタッフのモチベーション、現行の医療機能の維持などの意見を踏まえて移転新築が望ましいと会議の総意としての結論を得た。

【移転新築が望ましい理由】

＜再整備期間中の影響＞

- ・移転新築は、医療機能を維持しながら再整備できる唯一の方法であり、地域の医療提供体制を崩さずに実施できるため、整備期間中の医療の確保、市民の安心につながる。
- ・整備期間中、入院患者を含め、病院利用者に与える影響が最も低い。
- ・移転新築であれば、移転直前まで現病院の運営が可能となるため、医療提供体制の維持だけでなく、経営面でのメリットも大きい。

＜病院機能に与える影響＞

- ・移転新築は、手法の中で最も自由度が高く、根本的な課題解決が可能となる。
- ・災害や感染症などに対するハード面の体制強化など、機能の最適化とさらなる発展が期待できる。

（２）立地に関する考え方

移転新築を行う場合の移転候補地については、大前提として、地域における医療動向のバランスを崩すことがないように、市東部の診療圏での移転新築に限られる。なお、現地と比べて市民のアクセスに大きな影響が出ないことが望ましい。現在、その要件を満たす地域に位置する県立がんセンターの建替えが進められており、建替え後の跡地の活用方法が未定の状況である。加えて、再整備で市民病院が隣接することにより、さらなる地域医療の体制強化が期待できることから、県立がんセンターの建替え跡地を、移転候補地として検討することが望ましいと考える。

【期待できる効果】

- ・先進医療機器の共同利用や患者、医療従事者の行き来など、隣接することにより、両病院の連携が強化され、経営の効率化が図られるとともに医療の質の向上などの相乗効果が期待できる。その結果、市民にとって、身近な地域で高度かつ総合的な医療が受けられる体制整備につなげることができる。
- ・両病院の特色を生かした教育を一体化して行うことが可能となり、医療従事者の育成や人材輩出の拠点となり地域医療の活性化が期待できる。

第4 今後に向けて

本報告書では、市民病院のあり方について有識者会議で協議された内容を中心に整理している。今後は下記に挙げる検討項目を中心に、今回協議された内容について深掘りし、今後の市民病院のあり方と適正な再整備計画について具体化されたい。

1 市民病院の具体的な医療機能の設定

有識者会議では、市民病院の将来について具体的な議論を進める上での基本的な考え方や方向性を示したところである。この会議の意見を参考に、最新の地域医療の状況や新たな地域医療構想をもとに、市民病院の役割を踏まえた、より具体的で、より実効性の高い将来像を描かれたい。

2 地域包括ケアシステムの推進

高齢化社会の進展とともに、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けることができるよう、医療から介護・福祉まで、切れ目のない支援体制のさらなる強化が求められる。市民病院は、地域包括ケアシステムの運営主体である市の政策実行機関として多職種協働をリードし、医療分野における中心的役割を担いながら、地域包括ケアシステムの推進を図られたい。

3 医療機能の強化に必要な医療従事者の確保と育成

将来にわたって市民病院の医療機能を担う人材を確保するため、まずは現在の職員に対して、ビジョンや計画の趣旨について理解を求めていくことに加え、職員がモチベーションを保ちつつ自己の成長に資する育成プログラムを実践されたい。その際、医育機関である大学や専門学校等に対しても市民病院のビジョンやそれを具体化する計画の趣旨についての十分な理解と協力が得られるよう務められたい。

4 市民や県・医療機関からの理解を得るための取組み

大規模投資となることから、市行政と市議会という民主主義的な議論の手続きに加えて、医師会、自治会、患者会などさまざまな団体や組織に対しても積極的に情報を発信して、多くの市民に理解と協力が得られるようなプロセスを検討されたい。

資料

**地方独立行政法人明石市立市民病院のあり方検討有識者会議
委員名簿**

【委員】 ◎＝座長 ○＝副座長

	区分	組織・役職等	氏名
◎	有識者	東京都立大学 客員教授	谷田 一久
	有識者	富山大学附属病院 地域医療総合支援学講座 客員准教授	小林 大介
	関連大学	京都府立医科大学副学長 循環器内科 教授	的場 聖明
	関連大学	神戸大学医学部附属病院 病院長	眞庭 謙昌
	地元医療関係者	兵庫県立がんセンター 院長	富永 正寛
○	地元医療関係者	明石市医師会 会長	鈴木 光太郎
	地元医療関係者	明石市医師会 副会長	石井 洋光
	地元医療関係者	兵庫県看護協会 東播地区理事	花岡 澄代
	医療行政	兵庫県保健医療部 次長	田所 昌也
	明石市	明石市 副市長	佐野 洋子

地方独立行政法人明石市立市民病院のあり方検討有識者会議 開催経過

第1回

日 時：2025 年 1 月 20 日（月）19:00～21:45

議 題：

【第1部】

- （1）会議の趣旨、スケジュールについて
- （2）市民病院の現状の共有
- （3）地域医療の現状と課題の共有
- （4）市民病院に求められる医療について

【第2部】

- （1）意見交換

第2回

日 時：2025 年 2 月 3 日（月）19:30～21:45

議 題：

- （1）第1回の振り返り
- （2）意見交換　＜テーマ1＞『市民病院に求める医療について』
　　　　　　　＜テーマ2＞『再整備の方向性について』
- （3）第3回（とりまとめ）に向けて

第3回

日 時：2025 年 3 月 3 日（月）19:30～21:30

議 題：

- （1）第2回の振り返り
- （2）意見交換　＜テーマ＞『報告書（案）について』
- （3）報告書のとりまとめについて

地方独立行政法人明石市立市民病院のあり方検討有識者会議設置要綱

(設置)

第1条 将来目指すべき地方独立行政法人明石市立市民病院（以下「市民病院」という。）のあり方を検討するに当たり、専門的な見地から幅広く意見を求めるため、地方独立行政法人明石市立市民病院のあり方検討有識者会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項について、各委員からの意見を市長に報告するものとする。

- (1) 地域における市民病院の役割と位置付け
- (2) 市民病院の機能
- (3) 再整備の方向性
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市民病院のあり方に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 会議は、次に掲げる者のうちから市長が選任する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 医療機関又は医療関係団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する事務が終了するまでとする。

(座長の指名等)

第5条 市長は、委員の中から座長及び副座長を指名する。

- 2 座長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 会議は、座長が招集する。

- 2 会議は、これを公開とする。ただし、座長は、会議の内容に明石市情報公開条例（平成14年条例第5号）第11条に規定する非公開情報が含まれるときは、これを非公開とすることができる。
- 3 座長は、傍聴人が会議の進行を妨害する行為をしたと認めるときは、傍聴人に

対し、退場を命じることができる。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の開催に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則 (令和6年12月18日制定)

(施行期日)

1 この要綱は、制定の日から施行する。

(召集の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(要綱の失効)

3 この要綱は、第2条に規定する事務が終了する日限り、その効力を失う。